

足利市教育・保育給付管理システム導入・運用業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

1 業務名

足利市教育・保育給付管理システム導入・運用業務委託

2 業務概要

(1) 目的

子ども・子育て支援新制度における教育・保育給付事務に係る民間保育園等及び本市の事務負担軽減、業務品質の向上等を図るため、新たに教育・保育給付管理システムを導入・運用することを目的とする。

(2) 内容

別紙1「足利市教育・保育給付管理システム導入・運用業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9(2027)年3月31日まで（長期継続契約）

なお、令和6(2024)年10月1日からシステム運用開始を予定している。

(4) 履行場所

足利市内

3 提案限度額及び支払条件

提案限度額 8,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳等は下表のとおりとし、システム導入業務及びシステム運用業務のそれぞれにも提案限度額を設定している。

業務区分	提案限度額	支払条件	履行期間
システム導入業務 (A)	4,675,000円	システム導入業務完了後、 1回払い	契約締結日から 令和6年9月30日まで
システム運用業務 (B)	4,125,000円	システム運用業務開始後、 一括前払い	令和6年10月1日から 令和9年3月31日まで
合計 (A+B)	8,800,000円		

4 参加資格

本企画提案に参加しようとする者は、以下に示す要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和6・7年度足利市物品購入・業務委託等認定業者名簿（業種区分：大分類00

4 情報系処理)に登録されている者であること。

なお、本要項の公表時点で名簿登録されていない者であっても、4月12日までに令和6・7年度足利市入札参加資格審査申請を保育課あて申請し、4月19日までに名簿登録が認められた場合は、参加を認めるものとする。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく足利市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 足利市競争入札参加者指名停止要領(平成22年4月1日実施)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに足利市暴力団排除条例(平成24年足利市条例第22号)第6条に規定する密接関係者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) プライバシーマーク及びISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証・評価を受けていること。
- (8) 教育・保育給付管理システムについて、地方公共団体のLGWAN-ASPにおいて、導入及び1年以上の運用の実績があること。

5 参加表明に関する事項

(1) 参加表明書の作成

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 会社概要(任意様式)

商号又は名称、代表者役職・氏名、所在地、設立年月日、資本金及び事業内容が記載されているもの(公表日現在)。パンフレット等でも可。

ウ 上記「4(7)及び(8)」に該当することを証する書類(任意様式)

4(7): プライバシーマーク及びISO/IEC27001の認定証等の写し。

4(8): 実績の内容が客観的に分かるもの。契約書、仕様書等の場合は、完了したことが分かるものも提出すること。

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限

令和6(2024)年4月19日(金)(必着)

イ 提出先

足利市健康福祉部こども家庭センター保育課保育担当

(栃木県足利市本城三丁目2145番地 市役所本庁舎2階)

ウ 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝祭日）を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。

郵送の場合は必着とする。なお、一般書留、簡易書留、特定記録郵便、レターパックのいずれかの方法により郵送の上、受領証を保管すること。

エ 提出物

提出書類は、封入、封緘し、封筒に「足利市教育・保育給付管理システム導入・運用業務委託に係る公募型プロポーザル参加表明書在中」、提出者の商号又は名称、担当者名及び連絡先を明記すること。

オ 持参時の注意事項

持参時に、封筒記載の担当者の名刺を併せて提出すること。なお、担当者とは別の方が持参する場合は、持参する方の名刺も併せて提出すること。

(3) 問合せ先

〒326-8601

栃木県足利市本城三丁目2145番地

足利市健康福祉部こども家庭センター保育課保育担当

電話：0284-20-2138（直通）

FAX：0284-21-2409

E-mail：kodomo@city.ashikaga.lg.jp

担当 西城

6 募集要項の質問に関する事項

(1) 受付期間

公表翌営業日から令和6(2024)年4月12日（金）午後5時まで（必着）

(2) 受付方法

電子メールによる。

(3) 提出方法

質問書（様式第2号）に記入し、上記「5(3)問合せ先」に電子メールにより提出すること。件名に「足利市教育・保育給付管理システム導入・運用業務委託に係る公募型プロポーザル質問書」と記載し、電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。

なお、口頭、電話、FAX、郵送及び持参による質問は一切受け付けない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6(2024)年4月17日（水）までに足利市ホームページで公表する。また、質問に対する回答は、募集要項、仕様書等の追加又は修正とみなす。

ただし、質問の内容によって、本プロポーザル方式による事業者選定の公平性が保てないと判断した場合は回答しないことがある。

7 企画提案書に関する事項

(1) 企画提案書の要請

参加資格を満たしていると確認できた者には、令和6(2024)年5月8日(水)までに、企画提案書要請書を電子メールで通知する。併せて、プレゼンテーション審査の日時等も通知する。

(2) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限

令和6(2024)年5月22日(水)(必着)

イ 提出先

上記「5(2)イ」と同じ。

ウ 提出方法

上記「5(2)ウ」と同じ。

エ 提出物

上記「5(2)エ」と同じ。

ただし、「足利市教育・保育給付管理システム導入・運用業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書在中」と明記すること。

オ 持参時の注意事項

上記「5(2)オ」と同じ。

(3) 企画提案書の作成及び留意事項

別紙2「企画提案書等提出物一覧」のとおり。

(4) その他

ア 企画提案書は、1事業者について1件を限度とする。

イ 企画提案書等の作成に当たり、本市職員へ聞き取り等の理由で接触しないこと。

ウ 提出後の差し替え、追加及び変更は認めない。

エ 原則として、企画提案書受理の通知は行わない。

8 優先交渉権者を選定するための評価基準等

別紙3「優先交渉権者の選定評価項目等」による。

9 審査及び優先交渉権者の選定等

(1) 選定の方法

本要項に従い提案書を提出した者(以下「提案者」という。)を対象に「足利市教育・保育給付管理システム導入・運用業務審査委員会」(以下「審査委員会」とい

う。)が審査し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者とする。

なお、提案者が1事業者のみの場合は、下記のとおりとし、審査委員会を実施する。

ア プレゼンテーションは実施しない。

イ 評価の基準は、評点が満点の6割以上であることとする。

ウ 評価の基準を満たしていると判断した場合、優先交渉権者として選定。

エ 評価の基準を満たしていないと判断した場合、優先交渉権者として選定しない。

(2) プレゼンテーション審査

審査委員会は、企画提案書等に基づいたプレゼンテーション審査を実施することとし、厳正かつ公平に審査する。

ア 日時

令和6(2024)年5月28日(火) (予定)

正式な日時等については、企画提案書提出要請書に併せて通知する。

イ 会場

足利市役所 教育庁舎4階会議室

ウ 時間

40分以内(企画提案30分、質疑応答10分を予定)

エ 説明員

1事業者につき3名以内とする。

オ 方法

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に基づいて説明し、追加提案や追加資料等の配布は認めない。また、デモンストレーションを行う場合は、基本的な操作方法や特徴的な機能について説明すること。

カ OA機器・環境

パソコン、モニター等の使用は許可する。モニターは会議室備え付けのもの(43型)を使用してよい。ただし、パソコン、接続ケーブル等は参加者が用意すること。インターネット環境はありません。

キ 提案者が1事業者のみの場合

プレゼンテーション審査は実施しない。プレゼンテーションを実施しない旨の連絡を令和6(2024)年5月24日(金)までに電子メールで通知する。

10 優先交渉権者等に対する通知方法及び審査結果の公表

(1) 優先交渉権者への通知

優先交渉権者に選定された者に対しては、令和6(2024)年6月5日(水)までに選

定された旨を選定通知書にて通知する。

(2) 優先交渉権者に選定されなかった者への通知

ア 優先交渉権者に選定されなかった者に対しては、令和6(2024)年6月5日(水)までに選定されなかった旨とその理由を非選定通知書にて通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

(ア) 受付場所

上記「5(2)イ」と同じ。

(イ) 受付時間

上記「5(2)ウ」と同じ。

ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に書面により行う。

(3) 選定結果及び評価結果の公表

優先交渉権者決定後、選定結果及び評価結果をホームページで公表する。

ア 優先交渉権者の商号又は名称及び所在地

イ 優先交渉権者が提案した見積金額

ウ 応募者の数

エ 評価結果(優先交渉権者以外の商号又は名称は符号によるものとする。)

1.1 契約の締結

(1) 契約交渉

選定された優先交渉権者と本市との間で詳細仕様等について協議する。詳細仕様が決めた場合は、優先交渉権者が詳細仕様書を作成する。なお、それらに関する費用は、優先交渉権者の負担とする。

詳細仕様の決定後、契約を行う。契約金額の総額は、見積書記載の額を超えない範囲とする。

(2) 下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

ア 優先交渉権者が審査後、上記「4」に定める「参加資格」を満たすことができなくなったとき

イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき

ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき

エ 詳細仕様等の協議の結果、実施できる見込がないと判断されたとき

オ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となったとき

(3) 契約締結日

令和6(2024)年6月中旬を予定している。

1.2 契約保証金

契約保証金は、足利市契約規則（昭和51年規則第23号）第29条の規定により、契約金額の100分の10以上の額を納めること。

有価証券の提出又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.3 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに必要書類が到達しなかった場合は、本企画提案に参加できない。また、提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は企画提案書を提出することができないものとする。
- (3) 参加表明書、企画提案書、見積書等の作成及び提出、プレゼンテーション審査への出席等、本プロポーザルに係る費用は、全て提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (5) 提出された参加表明書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書は返却しないものとする。なお、提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (7) 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、プロポーザル参加辞退届（様式第3号）を1部、上記「5(2)イ」へ持参又は郵送により提出しなければならない。
- (8) 参加表明書及び企画提案書を提出する者は、足利市契約規則、足利市プロポーザル方式実施要領を熟知の上、提出すること。
- (9) 参加表明書及び企画提案書提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (10) 提出された企画提案書等は、足利市情報公開条例（平成11年足利市条例第3号）の規定に基づき、開示することがあるので留意すること。
- (11) やむを得ない緊急の理由等により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを中止することがある。なお、この場合において、当該プロポーザルに要した費用を足利市に請求することはできない。

1.4 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合

は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない者
- (3) 提出期限後に見積書内の金額に訂正を行った者
- (4) プレゼンテーション審査に出席しなかった者
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た者
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
- (7) 見積書の内容（3に示す業務区分毎の金額も含む）が、提案限度額を超過した者
- (8) 参加表明後、契約締結日までに指名停止を受けた者

1.5 優先交渉権者の選定に係るスケジュール

項目	時期
募集開始（公表日）	4月 5日（金）
質問書の受付開始	4月 8日（月）
質問書の受付期限	4月12日（金）午後5時まで（必着）
質問に対する回答	4月17日（水）まで
参加表明書等の提出期限	4月19日（金）（必着）
企画提案書等の提出要請 プレゼンテーション審査実施通知	5月 8日（水）（予定）
企画提案書等の提出期限	5月22日（水）（必着）
プレゼンテーション審査	5月28日（火）
提案者が1事業者のみの場合は、 プレゼンテーション審査を実施し ない旨の通知	5月24日（金）（予定）
審査結果通知	6月 5日（水）（予定）
契約交渉（詳細仕様の決定等）	6月 6日（木）～6月13日（木）（予定）
契約締結	6月中旬（予定）

※ スケジュールは前後する可能性がある。